

監査公表第 16 号（平成 28 年 7 月 8 日、県公報第 3807 号登載）

平成 27 年 5 月 12 日から平成 27 年 8 月 7 日実施

随時監査（1 次分）結果に基づく措置通知（平成 27 年度）

監査公表第 16 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した知事部局及び教育庁の 66 か所について実施した随時監査結果の報告（平成 27 年 11 月 9 日 27 監総第 473 号）に基づき、知事及び教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第 12 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 28 年 7 月 8 日

福岡県監査委員	山下芳郎
同	伊藤龍峰
同	行正晴實
同	岩元一儀

27保総第1758号
平成28年2月29日

福岡県監査委員 山下芳郎 殿
同 伊藤龍峰 殿
同 行正晴實 殿
同 縣 善彦 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成27年11月9日27監総第473号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
保健医療介護部	印刷物の発注において、財務規則によらず、契約手続が適正に行われていないものがあった。	職員全員に対して周知徹底を行うとともに、事務分担の見直しにより、担当者、副任、出納員の役割を明確にすることで、複数名によるチェックを徹底し、適正な事務処理に努める。

28 福総第 89 号
平成 28 年 5 月 20 日

福岡県監査委員 山下 芳郎 殿
同 伊藤 龍峰 殿
同 行正 晴実 殿
同 縣 善彦 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成 27 年 11 月 9 日 27 監総第 473 号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
福祉労働部	扶助費で支払ったタクシー借上料において、地方自治法施行令によらず、歳出の会計年度を誤っているものがあった。	歳出年度区分について、財務規則での確認を徹底する。 また、支払いに係る進捗管理表を作成するとともに、会計事務チェックシートを用い、出納員によるチェックを徹底する。
	郵便切手等において、財務規則によらず、郵便切手等出納整理簿による管理が適正に行われていなかった。	郵便切手等出納整理簿は出納員が管理をし、郵便切手等の受け渡しは、出納員及び庶務担当からのみ行うことを徹底する。

福岡県監査委員 山下芳郎 殿
同 伊藤龍峰 殿
同 行正晴實 殿
同 縣 善彦 殿

福岡県教育委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

平成27年11月9日27監総第473号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
教育庁	物品購入において、財務規則によらず、必要書類の作成等がなされていないものがあった。	該当校において、購入何から支払いに至るまでの経緯を納入業者を含む関係者で確認した上で、物品購入何書等を財務規則に基づき整備した。 また、再発防止対策として、職員の財務会計に関する研修会への参加を促し、資質向上を図るとともに、学校全体としての書類の確認体制を確立・実行し、職員全体で財務規則の厳守を図る。
	短時間勤務の臨時職員の任用において、年次休暇の付与等が適正に行われていなかった。	該当校においては、職員が根拠となる規則・例規等をその都度正確に把握し、決裁においては、その根拠となる条文等を決裁文書に添付することで再発防止に努める。